

# 有資格者についての研修受講科目 の免除について



## 有資格者についての研修受講科目の免除について

### <考え方>

- 地域子育て支援コースの事業のうち、特に利用者支援事業については、つなぎ先として、家庭的保育なども対象となることから、利用者支援事業を円滑に実施するには、家庭的保育等の直接処遇を行う事業の知識が必要となるため、原則として、基本研修を受講しなければならないこととする。

基本研修で学ぶべき内容が、各資格の養成課程のカリキュラムと一致が見られるものについては免除してはどうか。

ただし、基本研修の一部分しか一致しないものについては、受講者への負担軽減につながらず、事務的に煩雑さを伴うことが想定されるため、免除しないこととしてはどうか。

地域子育て支援コースの事業（利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業）では他のコースの事業と比べ、保育等の直接処遇を行わず、相談支援・ソーシャルワーク的な事業であり、専門研修の内容は、利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業に特有のものとなっているため、基本研修を免除される有資格者の場合であっても、専門研修について免除できないこととする。



- 基本研修に係る取扱いになるため、改めて子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会（親会）に諮ることとし、その際、資格に着目して、研修を免除とすることから他コースの取扱いもなるべく同様となるよう、整合性を図るようにする。
- 各資格については次ページの通り整理。

## 【各資格の取扱いについて】

### ■保育士

子育て支援員基本研修の内容は、保育士養成課程の履修内容に含まれていることから、保育士資格を有する者については、基本研修の受講を免除できることとする。（別紙1参照）

### ■社会福祉士

社会福祉士とは、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者」であることが求められており、その養成課程では、介護福祉分野・児童福祉分野・生活保護等幅広く福祉全般について学んでおり、子ども・子育て関連分野の基本的な内容を学ぶため、基本研修についても、その内容は網羅されていると思料される。（別紙2参照）

### ■幼稚園教諭

基本研修についても社会的養護や児童虐待など幼稚園教諭の履修科目に含まれていないものを学ぶこととなっているため、基本研修を免除できないこととする。

（参考）

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う新たな幼保連携型認定こども園の創設を契機として、幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設けることとしているが、社会的養護や児童虐待については追加の履修が必要としている。（別紙3参照）

### ■小学校等教諭

以上の通り、幼稚園教諭の場合でも基本研修の免除はできないことから、基本研修カリキュラムで学ぶ科目について学ぶ必要があると、思料されるため、学校教諭についても幼稚園教諭同様に免除できないこととする。

### ■看護師・保健師・臨床心理技術士

地域子育て支援コースの事業（利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業）及びその関連事業は主に福祉施策となることから、改めて基本研修で学ぶことが必要と思料されるため、基本研修については免除できないこととする。

# 別紙1

## 基本研修カリキュラムと保育士養成科目の大まかな対応関係

| 子育て支援員基本研修カリキュラム案 |  |      | 保育士養成施設の教育課程(抜粋) |  |      |      |
|-------------------|--|------|------------------|--|------|------|
| (科目)              | 内容   | (時間) | (科目)             | 内容   | (単位) | (時間) |
| 子ども・子育て家庭の現状      | <子育て家庭(対人援助を行う対象)に対する理解><br>①子どもの育つ社会・環境<br>②子育て家庭の姿容<br>③ワークライフバランス                                     | 1    | 児童家庭福祉           | 現代社会における児童家庭福祉の意義と歴史の変遷、児童家庭福祉と保育<br>児童家庭福祉の制度と実施体系、<br>児童家庭福祉の現状と課題(児童虐待・社会的養護・障害のある児童への対応 含む)、<br>児童家庭福祉の動向と展望(保育・教育・療育・保健・医療等との連携とネットワーク含む) | 2    | 45   |
| 子ども家庭福祉           | <子育て支援制度の理解><br>①子ども・子育て支援新制度の概要<br>②子ども家庭福祉施策の理解<br>③子ども家庭福祉に係る資源の理解                                    | 1    | 保育の本質・目的に関する科目   | 相談援助(演習)   | 1    | 22.5 |
| 子どもの発達            | <子ども(対人援助を行う対象)に対する理解><br>①発達への理解<br>②発達への援助<br>③胎児期から青年期までの発達<br>④子どもの遊び                                | 1    | 社会的養護            | 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷、<br>社会的養護と児童家庭福祉、社会的養護の制度と実施体系<br>施設養護の実際、社会的養護の現状と課題   | 2    | 45   |
| 保育の原理             | <子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解><br>①発達・成長の保障<br>②情緒の安定<br>③生命の保持  | 1    | 保育の心理学 I         | 保育と心理学、子どもの発達理解、人との相互的かかわりと子どもの発達、<br>生涯発達と初期経験の重要性  | 2    | 45   |
| 対人援助の価値と倫理        | <子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解><br>①保護者・職場内・他組織との連携・協力<br>②守秘義務・個人情報の保護<br>③子どもの最善の利益<br>④利用者主体<br>⑤対象者の尊厳の遵守 | 1    | 保育の心理学 II (演習)   | 子どもの発達と保育実践、生活や遊びを通じた学びの過程、<br>保育における発達援助  | 1    | 22.5 |
| 子ども虐待と社会的養護       | <子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解><br>①子ども虐待と影響<br>②虐待の発見と通告<br>③虐待を受けた子どもに見られる行動<br>④子どもの権利を守る関わり<br>⑤社会的養護の現状  | 1    | 保育の対象の理解に関する科目   | 子どもの保健 I   | 4    | 90   |
| 子どもの障害            | <子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解><br>①障害児支援制度の理解(合理的配慮を含む)<br>②障害特性に応じた関わり方・専門機関との連携<br>③障害児支援サービス等の理解          | 1    | 子どもの保健 II (演習)   | 保健活動の計画及び評価、子どもの保健と環境、子どもの疾病と適切な対応(障害児含む)<br>事故防止及び健康安全管理、心とからだの健康問題と地域保健活動  | 1    | 22.5 |
| 演習                | 研修の振り返り  | 1    | 子どもの食と栄養(演習)     | 子どもの健康と食生活の意義、栄養に関する基礎的知識、<br>子どもの発達と食生活、食育の基本と内容、<br>家庭や児童福祉施設における食事と栄養、<br>特別な配慮を要する子どもの食と栄養(障害児含む)  | 2    | 45   |
|                   |  |      | 障害児保育(演習)        | 障害児保育を支える理念、障害の理解と保育における発達の援助、<br>障害児保育の実際、家庭及び関係機関との連携、<br>障害のある子どもの保育にかかわる現状と課題  | 2    | 45   |
|                   |  |      | 社会的養護内容(演習)      | 社会的養護における児童の権利擁護と保育士等の倫理及び責務、<br>社会的養護の実施体系、支援の計画と内容及び事例分析、<br>社会的養護にかかわる専門的技術、今後の課題と展望  | 1    | 22.5 |
|                   |  |      | 保育相談支援(演習)       | 保育相談支援の意義、保育相談支援の基本、保育相談支援の実際、<br>児童福祉施設における保育相談支援、  | 1    | 22.5 |

# 別紙2

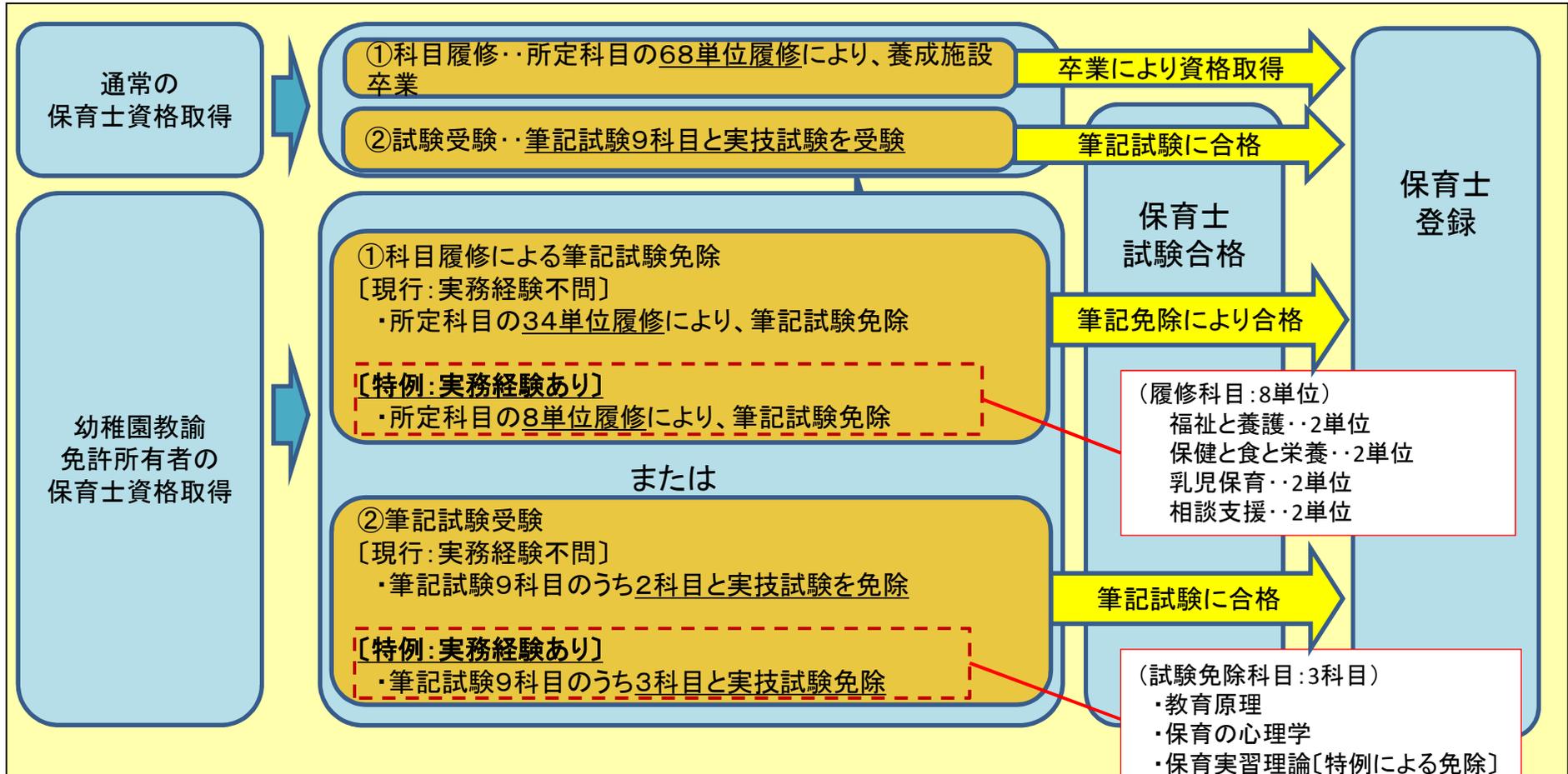
## 基本研修カリキュラムと社会福祉士養成科目の大まかな対応関係

| 子育て支援員基本研修カリキュラム案 順不同 |  |      | 社会福祉に関する科目(指定科目) 抜粋・順不同 |   |    |              |
|-----------------------|--|------|-------------------------|---|----|--------------|
| (科目)                  | 内容   | (時間) | 科目                      | 教育に含むべき事項   | 時間 | 基本研修<br>該当科目 |
| ①子ども・子育て家庭の現状         | <子育て家庭(対人援助を行う対象)に対する理解><br>①子どもの育つ社会・環境<br>②子育て家庭の変容<br>③ワークライフバランス                                     | 1    | 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度   | ① 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要(一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。)と実際<br>② 児童・家庭福祉制度の発展過程、<br>③ 児童の定義と権利<br>④ 児童福祉法<br>⑤ 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)<br>⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(D.V法)<br>⑦ 母子及び寡婦福祉法、<br>⑧ 母子保健法、<br>⑨ 児童手当法、<br>⑩ 児童扶養手当法<br>⑪ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律、<br>⑫ 次世代育成支援対策推進法<br>⑬ 少子化社会対策基本法、<br>⑭ 売春防止法、<br>⑮ 児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際<br>⑯ 児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際<br>⑰ 児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワークと実際<br>⑱ 児童相談所の役割と実際 | 30 | ①、②、⑥        |
| ②子ども家庭福祉              | <子育て支援制度の理解><br>①子ども・子育て支援新制度の概要<br>②子ども家庭福祉施策の理解<br>③子ども家庭福祉に係る資源の理解                                    | 1    |                         |   |    |              |
| ⑥子ども虐待と社会的養護          | <子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解><br>①子ども虐待と影響<br>②虐待の発見と通告<br>③虐待を受けた子どもに見られる行動<br>④子どもの権利を守る関わり<br>⑤社会的養護の現状  | 1    |                         |   |    |              |
| ③子どもの発達               | <子ども(対人援助を行う対象)に対する理解><br>①発達への理解<br>②発達への援助<br>③胎児期から青年期までの発達<br>④子どもの遊び                                | 1    | 人体の構造と機能及び疾病            | ① 人の成長・発達、<br>② 心身機能と身体構造の概要、<br>③ 国際生活機能分類(ICF)の基本的考え方と概要<br>④ 健康の捉え方、<br>⑤ 疾病と障害の概要、<br>⑥ リハビリテーションの概要  | 30 | ③、④          |
| ④保育の原理                | <子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解><br>①発達・成長の保障<br>②情緒の安定<br>③生命の保持  | 1    | 心理学理論と心理的支援             | ① 人の心理学的理解、<br>② 人の成長・発達と心理、<br>③ 日常生活と心の健康、<br>④ 心理的支援の方法と実際   | 30 |              |
| ⑤対人援助の価値と倫理           | <子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解><br>①保護者・職場内・他組織との連携・協力<br>②守秘義務・個人情報の保護<br>③子どもの最善の利益<br>④利用者主体<br>⑤対象者の尊厳の遵守 | 1    | 相談援助の基盤と専門職             | ① 社会福祉士の役割と意義、<br>② 精神保健福祉士の役割と意義、<br>③ 相談援助の概念と範囲<br>④ 相談援助の理念、<br>⑤ 相談援助における権利擁護の意義、<br>⑥ 相談援助に係る専門職の概念と範囲<br>⑦ 専門職倫理と倫理的ジレンマ<br>⑧ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携(チームアプローチを含む)の意義と内容   | 60 | ⑤            |
| ⑦子どもの障害               | <子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解><br>①障害児支援制度の理解(合理的配慮を含む)<br>②障害特性に応じた関わり方・専門機関との連携<br>③障害児支援サービス等の理解          | 1    | 障害者に対する支援と障害者自立支援制度     | ① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要<br>② 障害者福祉制度の発展過程、<br>③ 障害者総合支援法、<br>④ 障害者総合支援法における組織及び団体の役割と実際<br>⑤ 障害者総合支援法における専門職の役割と実際<br>⑥ 障害者総合支援法における多職種連携、ネットワークと実際<br>⑦ 相談支援事業所の役割と実際、<br>⑧ 身体障害者福祉法、<br>⑨ 知的障害者福祉法<br>⑩ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、<br>⑪ 発達障害者支援法<br>⑫ 障害者基本法、<br>⑬ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律<br>⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律<br>⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律  | 30 | ⑦            |
| ⑧演習                   | 研修の振り返り  | 1    |                         |   |    |              |

- 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

※幼稚園に勤務する幼稚園教諭の保育士資格の併有状況:75%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



- 特例適用には、以下の施設における3年かつ4,320時間の勤務経験が必要  
 [6時間×20日×3年(36か月)=4,320時間]

・幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校幼稚部、へき地保育所、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定規模の集団により、継続的に保育を行う施設)、幼稚園併設型認可外保育施設

(参考)

幼稚園教諭免許状を有する者(実務経験不問)の  
保育士資格取得に必要な履修科目

保育士資格取得特例(実務経験を有する幼稚園教  
諭)の保育士資格取得に必要な履修科目

| ①試験科目    | ② ①の受験免除<br>に必要な履修科目 | 履修形態<br>単位数 | 履修 | ＜特例による履修形態・単位数＞   |
|----------|----------------------|-------------|----|---|
| 社会福祉     | 社会福祉                 | 講義・2        | 履修 | 福祉と養護(講義・2単位)   |
|          | 相談援助                 | 演習・1        | —  |   |
| 社会的養護    | 社会的養護                | 講義・2        | 履修 | 相談支援(講義・2単位)  |
|          | 社会的養護内容              | 演習・1        | —  |   |
| 児童家庭福祉   | 児童家庭福祉               | 講義・2        | 履修 | 保健と食と栄養(講義・2単位)   |
|          | 家庭支援論                | 講義・2        | 履修 |   |
| 子どもの保健   | 子どもの保健Ⅰ              | 講義・4        | 履修 | 乳児保育(演習・2単位)  |
|          | 子どもの保健Ⅱ              | 演習・1        | —  |   |
| 子どもの食と栄養 | 子どもの食と栄養             | 演習・2        | 履修 | ①通学課程による履修例<br>・通学による履修(約19日)<br><br>②通信課程による履修例<br>・独習+レポート+試験+面接授業(約2日) |
| 保育原理     | 保育原理                 | 講義・2        | —  |   |
|          | 乳児保育                 | 演習・2        | 履修 |   |
|          | 保育相談支援               | 演習・1        | 履修 |   |
| 保育実習理論   | 障害児保育                | 演習・2        | —  |   |
|          | 保育内容総論               | 演習・1        | —  |   |
|          | 保育内容演習               | 演習・5        | —  |   |
|          | 保育の表現技術              | 演習・4        | —  |   |
| 合計単位数    |                      | 34単位        | →  | 8単位   |

※幼稚園教諭免許状を有しない場合は、68単位の履修が必要